

処分基準（公表用）

様式第4号
健康福祉部 薬務課

法令名	覚醒剤取締法			法令番号	昭和26年法律第252号		
手続名	覚醒剤施用機関等の指定取消及び業務等の停止			根拠条項	第8条第1項		
処分基準	<p>覚醒剤施用機関の開設者、覚醒剤施用機関の管理者（医療法（昭和23年法律第205号）の規定による当該病院又は診療所の管理者をいう。以下同じ。）、覚醒剤施用機関において診療に従事する医師若しくは覚醒剤研究者が、次に掲げる事項に該当するに至ったときは、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者について、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤及び覚醒剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。</p> <p>① この法律の規定、この法律の規定に基づく処分又は指定若しくは許可に付した条件に違反したとき ② 覚醒剤研究者について第3条第1項（指定の要件）第3号に掲げる資格がなくなったとき</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次No.